

宮崎市スポーツ少年団専門部活動補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、宮崎市スポーツ少年団の各専門部の活動及び組織の充実と円滑な運営を図るための補助金として、適正に執行するために定める。

2 交付対象

宮崎市スポーツ少年団に登録された専門部とする。

3 専門部の年間計画作成の考え方

青少年の育成を第一に考え、一つのスポーツに偏らないよう、専門種目とは異なるスポーツやボランティア活動、自然・社会体験活動など幅広い活動を積極的に取り入れて年間計画を作成することが望ましい。

(1) 次項4の必須行事を1つ以上及び選択行事を2つ以上、計画に取入れる。

4 補助対象行事

専門部がさまざまな分野から子どもたちの自主性、協調性、社会性、持続力を養い、青少年の健全育成を図る行事とし、次に掲げるものとする。【別表】

(1) 必須行事（スポーツ少年団活動として是非取り組んでほしい行事）

- ① ボランティアに関する行事
- ② 専門スポーツ以外のスポーツ行事

(2) 選択行事

- ① 団員や指導者又は保護者のマナー向上を目的とした研修会等の行事
- ② キャンプなどの自然体験に関する行事
- ③ 勤労体験や会社見学などの社会体験活動に関する行事
- ④ 専門部スポーツ大会やスポーツ教室に関する行事

(3) 対象外の行事

市スポーツ少年団が主催する行事及び懇親会に係わる行事

5 補助上限額

補助上限額は、専門部の規模（団員数）に応じて、次に定める基準をもって算出する。

団員数	必須行事	選択行事	事務費
501名以上	40,000円	35,000円	20,000円
500名以下	30,000円	25,000円	15,000円
300名以下	20,000円	15,000円	10,000円
100名以下	10,000円	5,000円	5,000円

(1) 必須行事

年度内1回とする。ただし、必須行事を年度内2回以上実施する場合には、選択行事数の範囲内（年度内2回）において、選択行事枠を適応する。

（例：必須行事2回実施→1回は選択行事枠を適応）

(2) 選択行事

年度内2回までとする。

(3) 事務費

運営に関する役員会議や事務用品の購入等に要する経費とする。

6 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 事業費（必須行事及び選択行事）の対象経費
報償費（謝金）、賞賜金（トロフィー等）、会議費（役員の出会旅費等）、会場費（借上料等）、消耗品費（事務用品類、ボールやラインテープなど、石灰等）、食糧費（弁当、お茶、氷代等）※参加選手用の弁当代は含まれない、印刷費（資料のコピー、現像代等）、運搬費（用具の運送費等）
- (2) 事務費の対象経費
報償費（役員手当て）、需用費（消耗品費）、印刷費（コピー代等）、通信費（切手、FAX代等）等

7 交付の申請

補助金の交付を受けようとする専門部は、前項5で算出された補助上限額内において、事業計画（予算）を立て、次に掲げる申請書類を6月末までに、市スポーツ少年団本部長に提出する。

- (1) 交付申請書（様式1-1）
- (2) 事業計画書（様式1-2）
- (3) 収支予算書（様式1-3）
- (4) 役員名簿（様式1-4）

8 交付の決定

市スポーツ少年団本部長は補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定書（様式1-5）により、専門部に通知する。

9 補助金の支払い

補助金の支払いは前項8により決定した額をもって概算払いとし、全ての事業終了後に補助金を確定し、精算を行う。

前項8による補助金の交付の決定通知を受けた専門部は、10日以内に請求書（様式1-6）を市スポーツ少年団本部長に提出する。

10 事業計画の変更

補助金の交付の決定通知を受けた後、前項5で算出された補助上限額内において、次のとおり事業計画を変更する場合等は、事業計画等変更承認申請書（様式1-7）を市スポーツ少年団本部長に提出する。

- 必須行事から選択行事に変更した場合
 - 選択行事から必須行事に変更した場合
 - 新たに必須行事又は選択行事を計画した場合
 - 事業の実施に伴い、支出が補助金額を上回った場合（補助金額が補助上限額内の場合）
- 市スポーツ少年団本部長は変更の内容が適当と認めたときには、補助金変更交付決定書（様式1-8）により、専門部に通知する。

11 実績報告

交付を受けた専門部は全ての事業終了後、30日以内に次に掲げる書類を市スポーツ少年団本部長に提出する。

- (1) 実績報告書（様式1-9）
- (2) 事業報告書（様式1-10）
- (3) 収支決算書（様式1-11）
- (4) 領収書（様式1-12）
- (5) 添付書類（実施要項、結果表、写真等）

12 補助金の確定

市スポーツ少年団本部長は実績報告書等の内容を精査し、補助金を確定したときには、補助金交付確定通知書（様式1-13）により、専門部に通知する。

13 補助金の精算

前項12により確定した金額をもって、補助金の過払い分の返還及び不足分の支払いを行う。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

【別表】補助対象行事

	項目	事業内容
必須行事	ボランティアに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド等の活動場所の美化活動 ・地区のごみ拾い ・施設訪問による日中活動の手伝い ・地区イベント開催時の準備、片付け等の手伝い 等
	専門スポーツ以外のスポーツ行事に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション
選択行事	マナーに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への駐車、ごみの持ち帰り等施設利用に関する研修会 ・活動中の子どもへの指導や応援の仕方に関する研修会 等
	自然体験に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ（宿泊研修） ・田植え、稲刈り ・海水浴 等
	社会体験活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労体験 ・会社見学 等
	スポーツ活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・種目の普及のための初心者スポーツ教室やスポーツ体験事業 等
<ul style="list-style-type: none"> ・競技大会の実施 ・合同練習会（講習会） ・ルール、審判に関する研修会 等		
対象外	市スポーツ少年団が主催するスポーツ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市ブロック大会 ・宮崎市総合スポーツ大会
	懇親に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懇親会、食事会